

安芸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年3月25日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
学校教育課	① 手提げ金庫に公金以外の現金が保管されていた。	① 指摘後、公金以外の現金保管を中止。学校教育課課員全員に二度とこのようなことをしないよう指示（意思統一）を行った。
生涯学習課	① 旧額面の葉書を保管していた。長期に使用されないまま保有し続けることは、本来の目的から逸脱することになるので有効活用してください。 ② 安芸市会計事務規則第 5 条及び同規則第 98 条に規定している出納員による現金出納の確認が行われていない事例があった。	① 令和 4 年 3 月 9 日に旧額面の葉書を切手（84 円切手など）に交換しました。 ② ご指摘を受けた後、適宜、出納員による出納確認を行っており、今後も適正な出納管理に努めます。
福祉事務所	① 手提げ金庫に公金以外の現金が保管されていた。 ② 旧額面の葉書を保管していた。長期に使用されないまま保有し続けることは、本来の目的から逸脱することになるので有効活用してください。 ③ 安芸市会計事務規則第 5 条及び同規則第 98 条に規定している出納員による現金出納の確認が行われていない事例があった。	① 令和 4 年 3 月 4 日に手提げ金庫を確認し、公金以外の現金を金庫外に移し、適切に処理した。 ② 令和 4 年 1 月 27 日の監査後、2 月 8 日に 50 円葉書 3 枚（150 円）を 10 円切手 15 枚（150 円）に交換した。 ③ 令和 4 年 3 月 4 日に、出納員である福祉事務所長が現金出納簿と所内の公金を再確認し、現金出納簿右欄に確認の押印。今後は適宜、出納員が確認するとともに、週 1 回月曜日（休日の場合は次の勤務日）に点検・確認を行う。